

平成 26 年度食事摂取基準普及研修事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成 26 年 3 月に改定された「日本人の食事摂取基準（2015 年版）」について、平成 27 年度から使用を開始するにあたって、国民の栄養評価・栄養管理の標準化と質の向上が図られるよう、管理栄養士、医師等保健医療関係者に対して研修を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、別に定める平成 26 年度食事摂取基準普及研修事業実施団体公募要綱により選定された団体とする。

3 事業内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

- ① 日本人の食事摂取基準（2015 年版）に関する研修業務
- ② その他本事業を行うにあたり必要となる業務

(1) 研修対象者

栄養評価・栄養管理の業務に携わる管理栄養士、医師等保健医療関係者を対象とする。

(2) 研修の概要

- ① 研修は、全国 7 か所で開催する。原則として、北海道、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡とすること。
- ② 研修は、採択後、速やかに会場が確保できた地域から、順次開催すること。（平成 26 年 8 月～12 月目途）
- ③ 研修の開催は、各開催地において、1 日間の開催とすること。
なお、研修時間は、原則として 1 日当たり 4 時間程度とすること。
- ④ 対象人数は、北海道、宮城、愛知、岡山、福岡は 1,000 名程度とし、東京と大阪は 2,000 名程度とすること。
- ⑤ 研修内容は、受講者が日々の栄養評価・栄養管理のために、日本人の食事摂取基準（2015 年版）を正しく理解し、業務に活かせる内容であること。
- ⑥ 研修の受講料は無料とする。研修受講にあたって発生する交通費宿泊等の経費は、受講者の自己負担とする。
- ⑦ 講師に対する旅費・謝金、会場の準備に要する費用、研修で使用する機材・消耗品等の準備に要する費用等研修実施に必要な費用については、受託者の負担とする。

(3) 研修内容と達成目標

- ① 食事摂取基準（2015 年版）の意義について
→食事摂取基準の意義を理解する。
- ② 食事摂取基準（2015 年版）の基本的事項について
→指標の目的や設定方法などの基本的事項と限界を理解する。
- ③ 食事摂取基準（2015 年版）の改定について
→改定方針や改定内容と限界を理解する。

④ 食事摂取基準（2015年版）の活用について

→食事摂取基準の活用方法と栄養評価・栄養管理での展開を理解する。

(4) 業務内容

【事前業務】

- ① 研修の企画
- ② 研修実施候補日のリストアップ及び会場の手配
- ③ 講師の選定、依頼文の通知
- ④ 受講申し込みの受付
- ⑤ 受講者名簿の作成
- ⑥ 会場配置図の作成
- ⑦ 研修資料の作成、印刷
- ⑧ アンケート等の作成、印刷
- ⑨ 研修当日に使用する機材、消耗品等の準備

【研修当日業務】

- ① 会場内の机、椅子等の配置、機材等の配置
*会場配置図に基づき、机、椅子等を配置
- ② 会場付近の案内表示等の掲示
- ③ 会場受付、出席状況の把握、管理
- ④ 研修資料、アンケート等の配布
- ⑤ 研修の司会進行
- ⑥ 質疑応答の記録
- ⑦ アンケート等の回収
- ⑧ 会場の後片付け
- ⑨ その他研修実施に必要な作業

【事後業務】

- ① 講師に対する旅費・謝金の支払い
- ② 事後アンケートの集計
- ③ 研修内容公開のための資料作成
- ④ 実施状況報告書の作成

(5) 業務にあたっての留意事項

本研修は、受講者が日々の栄養評価・栄養管理のために、日本人の食事摂取基準（2015年版）を正しく理解し、業務に活かせる内容とし、講師の選定、研修資料の作成、研修の実施体制を含む研修内容は、事前に当省職員と協議の上、決定すること。

① 受講者の募集・申し込み受付

- ・受講者の募集にあたっては、当省と協議の上、栄養関係や医療関係の学会等と連携して行うこと。
- ・受講申し込みの受付は、受託者が、郵送、ファックス、メール、WEB等により行うこと。
- ・申し込み受付期間終了後、受講者名簿を作成し、当省に送付すること。

② 講師の選定

講師は、上記（3）研修内容と達成目標を提供できる者とする。

③ 研修資料の作成

講師及び当省職員と十分に協議の上、研修資料を作成し、電子媒体（パワーポイント等）で納品すること。また、当日の研修資料の他に、後日、研修内容を公開できるよう、解説資料と質疑応答の内容を整理した資料を作成し、電子媒体（ワードファイル等）で納品すること。

④ アンケート等の作成、集計

当省職員と協議の上、アンケート等を作成し、目標の達成状況を把握すること。また、アンケートの集計結果は、電子媒体（エクセルファイル等）で納品すること。

⑤ 研修の実施体制

全国で統一した研修を実施できるような体制とすること。

(6) 実施状況報告

事業実績について、開催より2週間以内に担当部署に口頭で報告した上で、実施状況報告書を提出すること。

(7) その他

① 本契約により著作権が生じる場合には、その権利は厚生労働省に帰属するものとする。

② 本事業の実施に必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室と協議の上、決定する。

4 経費の負担

受託者がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「平成26年度食事摂取基準普及研修事業費交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で委託を行うものとする。

5 その他

事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して、最大限の配慮を行うこと。